

社会福祉法人石川福祉会 理事・監事報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人石川福祉会（以下「この法人」という。）定款第24条の規定に基づき、役員（理事・監事）の報酬等の支給の基準及び報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け法人業務を行う場合、次のとおり報酬等を支給する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

(1) 理事会及び評議員会に出席した場合の報酬

8,000円

(2) 監事が監査を実施した場合の報酬

8,000円

(費用弁償)

第3条 交通費については、旅費規程に基づき支給する。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て、改廃することができる。

附 則

この規程は、平成29年6月17日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から一部改定する。

附 則

この規定は、令和6年6月17日から一部改定する。

社会福祉法人石川福祉会 評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人石川福祉会（以下「この法人」という。）定款第9条の規定に基づき、評議員の報酬等の支給の基準及び報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 評議員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け法人業務を行う場合、次のとおり報酬を支給する。

(1) 評議員会に出席した場合の報酬
8, 000円

(費用弁償)

第3条 交通費については、旅費規程に基づき支給する

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て、改廃することができる。

附 則

この規程は、平成29年6月17日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から一部改定する。